

空き家利用者の方へ

空き家バンクへの利用登録から交渉・契約までの流れ

1 申請

○下記の書類を提出してください。

①富士市空き家バンク利用登録申請書（様式第9号）

詳しくは市ウェブサイト
を御覧ください→



2 登録

○利用者の暴力団照会の後、空き家バンク利用登録台帳に登録し、利用登録完了通知書を送付すると共に、物件を担当する仲介宅建業者の連絡先をお知らせします。



3 物件の問合せ

○各物件へ問合せは、空き家の所有者と媒介契約を結んでいる仲介宅建業者が行います。

物件の情報に加え、内覧の対応についても仲介宅建業者が行います。



4 仲介宅建業者の媒介による交渉・契約

○仲介宅建業者の媒介の元、空き家の購入又は賃貸について、利用者と空き家所有者との間で契約を締結します。